

## 2025（令和7）年度第1回一宮市景観審議会議事録

次の議題を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

### 記

1 日 時 2026年1月22日（木）午前10時

2 場 所 オリナス一宮3階会議室

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴人の人数 0人

5 出席者

[ 出席委員 ] 12名

鶴田 佳子、益尾 孝祐、池上 肇、石田 正月、大山 勝巳、酒井 ゆり菜、富田 隆裕、  
判治 忠明、島津 秀典、臼井 弓賀、山尾 耕平、湯浅 健司  
※欠席委員1名（大津 乃里予）

[ 事務局 ]

まちづくり部参事 稲本 直喜、同景観専門監 竹内 誠、同部次長 田内 誠一、  
公園緑地課長 長崎 友智、同緑化・景観G専任課長 野々村 貴志、同G課長補佐 寺沢 和晃、  
同G主査 坂口 達郎、同G主任 林 勇吾、同G主任 春日井 克彦  
同管理G課長補佐 林 正章、同G主査 木村 宗智  
教育部総務課シン学校プロジェクトG課長補佐 中山 直也、同G再任用 川瀬 裕司

6 会議資料 別添のとおり

議題第1号 ツインアーチ138塗装塗替えの色彩について（諮問）

議題第2号 一宮市景観計画の届出状況について（報告）

議題第3号 学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）について（報告）

7 審議経過 会議顛末のとおり

## 【 会議顛末 】

開 会

午前 10 時

事務局

(開会)

皆さま、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより、2025年度第1回一宮市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、また大変お寒い中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

一宮市景観条例第31条第2項において、当審議会の委員の任期は2年と規定されており、今回新たな任期後初めての開催でございます。

当条例第34条第1項において、審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となると規定されておりますが、現在会長が空席となっておりますので、審議会の開催案内につきましては、公園緑地課長名でご案内させていただきましたことを、まずもってお断り申し上げます。なお、次第3の会長の選出までを事務局にて進行させていただきますので、よろしく願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

続きまして、議席についてでございます。ただいまご着席いただいておりますのが、お手元にお配りしております名簿順でございます。議席はこの名簿の順とさせていただきますと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に、審議会の内容につきましては、議事録を作成する必要があるでございます。そのため、録音をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(委員紹介)

事務局

それでは、次第2、委員紹介でございます。お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきます。

第1号委員の学識経験者の方でございます。岐阜工業高等専門学校教授、鶴田佳子様。愛知工業大学准教授、益尾孝祐様。

次に、第2号委員の市民の代表者の方でございます。愛知県広告美術業協同組合理事長、池上肇様。一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長、石田正月様。公益社団法人愛知県建築士事務所協会一宮支部支部長、大山勝巳様。

まだ、お越しになっておりませんが、一宮市男女共同参画推進懇話会委員、酒井ゆり菜様。

一宮市銀座通商店街振興組合代表、富田隆裕様。一宮商工会議所専務理事、判治忠明様。

次に、第3号委員の市議会議員の方でございます。島津秀典様。

続きまして、大津乃里子様ですが、本日は公務により欠席となっております。

同じく3号委員の臼井弓賀様。

次に、第4号委員の関係行政機関の職員でございます。国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、山尾耕平様。愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課課長 湯浅健司様。

ただいまの出席委員は11名でございます。一宮市景観条例第34条第2項の規定により過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。また、本日の議事につきましては、一宮市景観審議会運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はいらっしゃらないことを報告させていただきます。

(会長選出)

事務局

続きまして、次第3、会長の選出でございます。まず、会長を選出していただきますが、その後、会長より、会長不在時に職務を代理していただく職務代理者と本日の議事録に署名していただく議事録署名者を指名していただきたいと存じます。

それでは、会長の選出についてですが、当運営要領第2条第1項の規定により、審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆さま方から立候補又は推薦される方がございましたら、よろしく願いいたします。

委員

はい。

事務局

どうぞ。

委員

昨年度まで会長を務めていただいております、岐阜工業高等専門学校の鶴田委員を会長に推薦いたします。いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

異議ないようですので、会長は鶴田委員をお願いするということにさせていただきます。それでは会長は鶴田委員に決定いたしました。鶴田会長には会長席の方にご移動をお願いいたしまして、ごあいさつと、以降の議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会長

ただ今、会長職を拝命いたしました岐阜工業高等専門学校の鶴田でございます。引き続きとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(職務代理者の決定)

会長

それでは、議題に入ります前に、まずは職務代理者を決めさせていただきます。

と存じます。

一宮市景観審議会運営要領第2条第3項の規定により会長がその職務を代理する者を指名することとなっておりますので、指名させていただきます。愛知工業大学の益尾委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

承知いたしました。

会長

はい、よろしくお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会長

引き続き、本日の議事録署名者の決定をさせていただきたいと存じます。当運営要領第11条第1項の規定により議事録署名者を会長が指名することとなっております。議事録署名者は議席順にお願いしたいと思いますので、益尾委員と池上委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員

はい、よろしくお願いいたします。

(議題)

会長

それでは、早速、議題の方に進めさせていただきたいと思います。本日、審議案件が1件、報告案件が2件となっております。最初に審議案件でございます。議題第1号ツインアーチ138塗装塗替えの色彩について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

はい、会長。

会長

はい、お願いします。

事務局

本議題は、市のランドマークであるツインアーチ138の塗装塗替えに伴うものでございます。一宮市景観計画ではランドマークとなる建築物等については、必要に応じて景観審議会において審議されることとなっております。具体的な説明につきましては、担当より説明させていただきます。

事務局

本日、委員の皆さま方にお取り計らいいただく内容についてでございますが、一宮市のランドマークであるツインアーチ138の外壁塗装塗替工事を実施するにあたり、「塗装色の色彩について」を議題として委員の皆さまにお諮りいたしますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

先ほど公園緑地課長から説明申し上げたとおり、本行為の対象建築物は、一宮市を代表するランドマークであるツインアーチ138であります。現在は、正面のスライドにお示ししておりますフロー図の赤枠で囲った位置となります。

続きまして、ツインアーチ138の概要をご説明いたします。対象建築物は、国営木曾三川公園三派川地区センター138タワーパークに存する、ツインアーチ138でございます。138タワーパーク及びツインアーチ138は、平成7年4月29日に開園・開館し、昨年4月29日に30周年を迎え、今や一宮市を代表するランドマークとして広く認知されており、市民の皆さまのみならず、東海地区有数の公園として、多くの皆さまにご利用いただいている状況でございます。

続きまして、正面のスライドをご覧ください。今年度行いました代表的なイベントをご紹介します。1つ目は、昨年10月4日土曜日に30周年記念セレモニーとして、地元の小学生を6名お迎えしまして、一日子ども所長として、タワーの所長業務を担当していただきました。この式典では、くす玉割などのお披露目会を行いまして、盛大にお祝いしたところでございます。

次のページの写真ですが、今年の1月1日元旦に「ツインアーチで迎える初日の出」と銘を打ちまして、市内外に公募したところ約600名の方からお手を挙げていただきまして、その中から抽選で選ばれました53名を対象にイベントを開催いたしました。ご来館いただきました皆さまからは、天候にも恵まれたことから、大変好評のお声を頂戴いたしました。

ページをめくりまして、工事の概要についてでございます。先に申し上げたとおり、このツインアーチ138は竣工から30年が経過していることから写真にありますとおり、錆が多数発生しているため、この錆止め工事を新たに発注したところですが、今回の工事は2度目の工事となり、1度目は、平成19・20年に実施して以来、約18年振りの工事でございます。

ページめくりまして、景観計画上の位置づけについてご説明いたします。一宮市景観計画では、地域性を鑑みて、市内を2つの軸、5つのゾーンに区分されておりまして、本施設は河川景観軸に該当いたします。ここで河川景観軸についてご説明いたします。一宮市は、愛知県北西部に位置し、本市を囲うように岐阜県との県境に一級河川木曾川が約18キロメートルに渡って接しております。この木曾川沿いには、ツインアーチ138をはじめ、木曾川緑地公園や富田山公園など、比較的規模の大きな公園が存在しており、市内で最も自然景観を有しております。

ページめくりまして、ここで河川景観軸の方針をご説明いたします。方針では、「木曾川や国営木曾三川公園などの景観の保全や、木曾川堤防からの眺望景観の保全に努める。」ことと定められております。また、色彩の景観形成基準としましては、ご覧の表のうち、赤枠で囲った「その他の地域」に該当し、基準値内で塗替える色彩を検討してまいりました。

続きまして、今回、塗替え工事を行う色彩（案）につきましては、一宮市景観専門監にアドバイスを頂戴しながら検討を進め、ご覧の表にあります、白色を基調とした3色を候補色として選定いたしました。各色の特徴についてご説明申し

上げます。

まず、①N 8. 5についてでございますが、これは現在のツインアーチ138の塗装色でございます。白色の中にグレーが混じる色で、遠方から眺めても周辺施設と調和がとれている色彩であると感じております。

続きまして、②5 P B 8. 5 / 0. 5についてご説明申し上げます。こちらの色は、白色の中に青色や紫色が混じる色合いで、見た目としては、白色の中にほんのり青みがかかった色となり、雄大な木曾川との調和がとれる色でございます。

最後になりますが、③1 0 Y R 9 / 0. 5についてでございますが、こちらは、前2色とは異なり、白色の中でも黄色みがかかった色合いで、見た目としましてはクリーム色に近い色でございます。こちらの特徴としましては、時間が経ちましても色あせしにくいことが挙げられております。

この3案から課内協議や市長と面談した結果、①N 8. 5が相応しいと第1候補といたしました。理由についてですが、大きく分けまして2つございます。1つ目としましては、ツインアーチ138建設当時にさかのぼります。建設秘話としまして、当時の書籍などを調べたところ、当時の一宮市長であり、後の神田愛知県知事が、ツインアーチ138を設計した会社に「塗装色は何色が良いですか」と質問をしたところ、記念写真が撮れる色ですとか、遠方からも視認できる色が良いですよ、との提案をいただいたという書籍が残っておりました。2つ目としましては、市民に愛されているランドマークということで設計当初の経緯を鑑み、30年間広く市民に周知されている色合いであることから、この色合いがよりベストではないのかと担当一同感じております。

以上のことから、塗替え工事の色彩としましては、①N 8. 5を用いて良いか、委員の皆さまにお諮りするものでございます。ご審議の方、よろしく申し上げます。

会 長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明ございました議題第1号につきまして、ご質問ご意見いかがでしょうか。

委 員

会長。

会 長

はい、よろしく申し上げます。

委 員

今ご説明をいただきまして、詳しくわかりました。ありがとうございます。

1つ質問なのですが、この塗替えにあたって、フッ素樹脂を選ばれた理由をお聞かせいただきたいと思っております。

会 長

事務局、ご回答よろしくお願ひいたします。

事務局

はい。ご説明いたします。公共建築物の基準書及び手引き書の塗装のページを確認したところ、こちらの建物の形成版につきましては、フッ素系樹脂が一番望ましい。また、長大な建物ですので、何度も何度も塗り替えることができないので、耐候性に強い塗装をするというのがフッ素系樹脂でございます。

委員

はい。お願いします。

会長

どうぞ。

委員

ありがとうございました。

適した材料であるということなのですが、規格の中で、最長でどのぐらい耐候性があるか教えてください。

会長

事務局、ご回答よろしくお願いします。

事務局

ご説明申し上げます。先ほど申し上げましたところの書籍によりますと、長いもので、10年から15年というのが耐候年数として示されております。

委員

はい。ありがとうございました。この塗装にあたって、下地には防錆剤という錆止めの処理がなされていると思うのですが、そちらも同時に行うのですか。

会長

事務局ご回答お願いいたします。

事務局

まず、現在の塗装面のケレンを行いまして、スライドのように錆が進行しているので、錆止めですとか、素地を調整した後に、下塗り・中塗り・上塗りと塗装していくものでございます。

委員

はい、ありがとうございました。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、ご質問等ないようですので、採決に入らせていただきたいと存じます。議題第1号、ツインアーチ138塗装塗替え色彩について、原案の通り「可」と答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、原案を可とする旨答申することを決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題第2号一宮市景観計画の届出状況について、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

はい、会長

会 長

はい、お願いします。

事務局

本議題は、昨年度と同様に、景観計画の現在までの届出状況を、その事例を交えて担当から説明させていただきます。

事務局

それでは説明させていただきます。議題第2号、一宮市景観計画の届出状況についてでございます。お手元の資料、または、スクリーンをご覧ください。

1ページをご覧ください。一宮市景観計画について、ご説明いたします。一宮市全域が景観計画区域に指定されており、2つの景観軸と5つの景観ゾーンに分かれております。

2ページをご覧ください。各景観軸・ゾーンごとの届出対象となる条件の表となります。建築物及び工作物の新築、増築や外観の変更を伴う修繕、また開発行為に対して高さや面積がこちらの表の基準に当てはまる場合、届出が必要となります。例えば、歴史街道景観軸のエリアで建築物を新築する場合、高さ10mを超えるものか建築面積300㎡を超えるものが届出対象行為となります。

3ページをご覧ください。届出が必要となる建築物等について、具体的に守っていただく景観形成基準の内容がこちらの表です。黒丸の箇所がそれぞれ該当する基準になっております。こちらの表は建築物の配置についての基準です。圧迫感のない配置とすることなどを定めております。

4ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の形態・意匠の基準でそれぞれのゾーンに合ったデザインとし、周辺との調和に配慮するよう定めております。

5ページをご覧ください。こちらの表は、色彩についての基準です。原則、色彩基準内としますが、アクセントカラーとして100分の10以下、つまり10%までは基準外の色を使用することができます。

6ページをご覧ください。こちらは、区分毎の色彩の数値基準です。色彩は、色相、明度、彩度を数値で表わしたマンセル値で表記します。歴史街道景観軸については、宿場の名残のある歴史的木造建築物の明度が低いことを考慮して、明度の下限値を設けておりません。一方、その他の市全域については、まちなみが暗くならないよう明度を4以上と設定しております。

7ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の付属設備、外構・緑化、維持・管理についての基準です。空調室外機等、建築設備が道路等から見えない位置に配置することや敷地内を緑化することなどを定めています。

8ページをご覧ください。こちらの表は、工作物と開発行為についての基準です。工作物は、周辺の景観に配慮し、周囲から目立たない形態、意匠とすることなど、開発行為は、開発に伴う法面や擁壁は長大となることを避け、周辺に圧迫

感を与えない配慮をすることなどを定めております。

9ページをご覧ください。今年度、2025年4月1日から12月末日時点までの届出及び通知件数を報告させていただきます。届出は、景観法第16条第1項の規定による民間からのものです。届出件数としましては、建築物で37件、工作物では2件、開発行為では7件。内訳、用途につきましては、記載のとおりでございます。より良い景観の形成を推進するため、一定規模以上の建築行為等において2024年4月から一宮市景観専門監による景観デザイン会議を実施しております。景観法に基づく建築物の対象行為のうち、建築物の高さ10m超又は建築面積3,000㎡超の大型建築物の建築行為が景観デザイン会議の対象となります。今年度、景観専門監にアドバイスをいただいた届出の案件数は、建築物の新築が9件、色彩の変更で2件、修繕・模様替1件の合計12件となっております。

10ページをご覧ください。通知は、景観法第16条第5項の規定による国や地方公共団体からのものです。通知件数としましては、建築物が9件、工作物及び開発行為はありません。9件すべて景観専門監にアドバイスをいただいております。

11ページをご覧ください。こちらは、届出及び通知の箇所を地図にプロットしたものと、ゾーン別の件数表です。田園景観ゾーンが22件で最も多く、次いで住宅景観ゾーンが16件となっております。

12ページをご覧ください。こちらは、ゾーンごとの建築物及び工作物の用途別件数の表です。11ページの表と違い開発行為を含めていないため合計は48件となっております。

13ページをご覧ください。こちらは2025年度に完了届が提出された事例を5つ紹介いたします。5つともに景観デザイン会議を実施しております。初めに、建築物（研究所）の新築の事例です。区分、田園景観ゾーン、建築面積、1,647.23㎡、建築物の高さ、15.38mです。高さが10mを超えかつ建築面積500㎡を超えるため届出対象行為となった案件です。

14ページをご覧ください。色彩について、外壁は、色彩基準内の色で着色しております。庇などは、色彩基準外の色ですが、面積割合は6.8%で、面積アクセントカラー10%以下の基準に適合しております。建築物の外観は、周囲と調和した落ち着いたデザインとなっております。スクリーンをご覧ください。立面図を表示いたします。景観デザイン会議でアドバイスを受け、修正したものとなります。外壁と同色のシャッターはアクセントカラーを使いトーンを変えて、メリハリをつけると良いという内容でした。左上がアドバイス前、右下がアドバイス後の立面図となっております。アドバイス内容を反映させた結果、コーポレートカラーでアクセントカラーとなります7.8PB2.5/6.8に変更をいたしました。

15ページをご覧ください。こちらはアドバイス内容を反映させた完成後の写

真となります。左上が全景写真、右下がシャッター部分を拡大した写真となっております。

16ページをご覧ください。建築設備や屋外階段等は、道路から見えないようにフェンスやルーバー等で目隠しされており、景観に配慮したものとなっております。

17ページをご覧ください。敷地内緑化について敷地全体を高木、中木、低木で緑化しております。また、道路沿いにも緑化することで、空間を確保し、圧迫感のない建物配置となっております。

スクリーンをご覧ください。研究所全体の配置図です。配置図からも分かるように、敷地外周全体に植栽を設けて十分な空間を確保しております。圧迫感のない建物配置となっております。配置図の赤矢印につきましては写真の撮影方向となっております。こちらはルーバーと外壁による目隠しを行っております。次がフェンスによる目隠しの写真となっております。次が圧迫感のない配置の写真となっております。こちらは道路沿いの緑化の写真となります。

18ページをご覧ください。次に、建築物の外壁の塗替えの案件となります。区分、住宅景観ゾーン、建築面積、1,422.63㎡、建築物の高さ、22.75mです。高さが13mを超え、建築面積が1,000㎡超えのため届出対象となった案件です。色彩については、外壁は、色彩基準内の色で着色しております。建築物の外観は、周囲と調和した落ち着いた色彩となっております。

スクリーンをご覧ください。立面図を表示いたします。景観デザイン会議でのアドバイス内容ですが、外壁を既設の同色と5YR6/3だと赤みが強く古い建物の印象が拭えないため、少しトーンを落とし、明るい印象を持たせるよう5YR7/2にしてはどうかという内容でした。左上がアドバイス前の立面図、右下がアドバイス後の立面図になります。アドバイス内容を基に施工されました。手摺、外壁など色彩基準内の色で着色しております。建築物の外観は、周囲と調和した落ち着いた色彩となっております。こちらは着工前、完成の写真となります。

20ページをご覧ください。次に、建築物の外壁の塗替えの案件となります。区分、商業景観ゾーン、建築面積、3,578.29㎡、建築物の高さ、40.60mです。高さが13mを超え、建築面積が1,000㎡超えのため届出対象となった案件です。色彩については、外壁は、色彩基準内の色で着色しております。建築物の外観は、周囲と調和した落ち着いた色彩となっております。

スクリーンをご覧ください。立面図を表示いたします。景観デザイン会議でのアドバイス内容ですが、塗装色全体をもう少し明度を落とすと良い。東西面の白い塗装は面積も広く、かなりチープな白色なので、ややグレーに明度を落としたほうが良いという内容でした。左上がアドバイス前の立面図、右下がアドバイス後の立面図となります。アドバイス内容を反映させた結果、外壁の色がチープな印象にならないよう、無彩色系を無くし色調を整えております。その結果、外壁の色が2.5Y8.5/0.5から0.4B4.5/0.2に変更いたしました。

色彩については、色彩基準内の色で着色をしております。

21ページをご覧ください。こちらの写真は尾張一宮駅の東側から撮影したものととなります。右側i-ビルと色彩の類似性を持たせるために塗装色全体の明度を落としています。そのため建築物の外観は、周囲と調和した落ち着いた色彩となっております。

22ページをご覧ください。こちらは着工前、完成の写真となります。

23ページをご覧ください。次に、建築物の新築の案件となります。区分、住宅景観ゾーン、建築面積、1,313.60㎡、建築物の高さ、19.65mです。高さが13mを超え、建築面積が1,000㎡超えのため届出対象となった案件です。色彩については、外壁は、色彩基準内の色で着色しています。景観デザイン会議でのアドバイス内容ですが、サッシの色彩についてシルバーだと外壁のグレーに対してぼやけてしまうため、色彩基準外の黒で締まるようにしたほうが良く、それに合わせて目隠しフェンスも黒にしたほうが良いというアドバイスを受け、色彩基準外の色を選択しております。色彩基準外の色ですが、面積割合は3.1%で、アクセントカラー10%以下の基準に適合しております。

24ページをご覧ください。地上の建築設備は、住宅の裏に設置され道路から見えません。屋上にも建築設備がありますが、道路から見えないように屋上に設置しかつ、目隠しフェンスも設置しております。また、敷地内緑化については、道路沿いや敷地内に高木、低木で緑化しております。

スクリーンをご覧ください。保健所全体の配置図になります。配置図からも分かるように、道路沿いや敷地内に緑化をしており、景観に配慮していることが分かります。配置図の赤矢印は写真の撮影方向となります。こちらは建築設備を道路から見えない位置に設置している写真です。こちらは道路沿いの緑化写真です。こちらは室外機を屋上に設置している写真となります。

25ページをご覧ください。次に、建築物、共同住宅の新築の案件となります。区分、住宅景観ゾーン、建築面積：1,992.25㎡、建築物の高さ：42.04mです。高さが13mを超え、建築面積が1,000㎡超えのため届出対象となった案件です。色彩については、外壁は、色彩基準内の色で着色しています。

スクリーンをご覧ください。立面図を表示いたします。アドバイス内容ですが、外壁部分に使用されているベージュとグレー（N4）の組み合わせについて、無彩色のグレー（N4）はクール色であり、ベージュ系と相性が良くないため、茶系などの色見を持たせたほうが良いという内容でした。左がアドバイス前の立面図、右がアドバイス前と後の色見本になります。アドバイス内容を反映させた結果、吹付タイルの色がN4から5YR4/1に変更となりました。

26ページをご覧ください。建築設備等は、道路から見えないようフェンスで目隠しをされており、景観に配慮したものとなっております。憩いや賑わいが醸し出される工夫としまして、敷地内に緑化を生かした広場を設置しております。敷地内緑化については、道路沿いや敷地内に高木、中木、低木で緑化をしております。

す。

スクリーンをご覧ください。こちらは共同住宅の全体の配置図となります。配置図からも分かりますよう、憩いや賑わいが醸し出される工夫としまして、敷地内に緑化を生かした広場を設置しております。配置図の赤矢印は写真の撮影方向となっております。こちらは緑地を生かした憩いの場の写真となります。次が道路沿いの緑化の写真です。最後がフェンスによる目隠し写真となります。

スクリーンをご覧ください。これ以降は景観に配慮されていない例となります。こちらの写真では道路境界から建物までの距離、建物から隣地までの距離に余裕がなく、圧迫感のある景観となっております。景観上、道路沿道部に植栽するように指導していますが、植栽を設けるスペースがなく、緑化がされておられません。また、建築設備は道路から見えないよう配慮しないといけませんが、写真を見ると建築設備が道路から見えるようになっております。

スクリーンをご覧ください。景観専門監より、メイン道路側にゴミ置場を設置することは極力避けるとともに、道路とゴミ置場の接地面を少なくしたほうが良いとアドバイスをいただいております。しかし、ゴミ収集の面よりメイン道路沿いに設置されるケースが多々みられます。また、次の写真では、沿道部に緑化がされたものの、現状はまばらになってしまっており、道路に枝葉がはみでてしまい、適切な維持管理ができていない状態です。このような件につきましては、今後も景観計画に沿った形で計画をしていただけるように指導してまいります。

次に、前回の景観審議会でのご発言がありましたので、参考に屋外広告物の申請状況についてご説明させていただきます。

28ページをご覧ください。屋外広告物の届出状況をお話するにあたり、屋外広告物についてご説明をさせていただきます。

一宮市では2021年4月に一宮市屋外広告物条例を施行いたしました。屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して表示されるものであること、また屋外で表示されるものであること、公衆に表示されるものであること、看板、立看板、貼紙や貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること、としています。種類としては表記のとおりです。

29ページをご覧ください。許可申請が必要となる基準を記載しております。地域区分は、禁止地域・許可地域と分けております。なお、禁止地域につきましては、一般広告物は表示が出来ませんが、他の分類は許可地域より厳しい基準となっているものもありますが、表示することは可能となっております。禁止地域は、第1種低層住居専用地域や高速道路・市長が指定する道路・鉄道の沿線から一定の距離までの区域などとなっております。

30ページをご覧ください。一宮市屋外広告物条例施行以降の申請件数です。届出の70%弱が更新の手続きとなっております。新規及び変更については、個別基準を順守していただき、市として許可をしております。最長3年の許可とな

っており、更新許可申請時には屋外広告物の点検結果を報告して頂いております。

31ページをご覧ください。こちらが点検項目となります。更新許可申請時には該当する点検結果を記載して提出していただいております。点検時に異状が確認された場合などには、修繕を行っていただきます。さらに、一部を除きますが高さが4mを超える屋外広告物については、建築士など有資格者が点検を行うこととなっております。屋外広告物の落下による事故などを防ぐために、管理者には適切な管理をお願いしております。

32ページをご覧ください。最後に、市内でも見られるようになりました一般広告物におけるデジタルサイネージについてです。近年、全国的に一般広告物におけるデジタルサイネージが問題となっています。一宮市屋外広告物条例に付随し、一宮市屋外広告物条例に係る基準を設け、電光ニュース・デジタルサイネージ等の電光表示装置その他を利用して、動画の表示等常時内容を変えて表示を行うことができる広告の取り扱いについて、表示面は交通信号機から5メートル以上離れていることとしています。また、許可時には、音は出さないこと、周辺の明るさに応じて、時間や季節により輝度を調節すること等の許可条件を設定し、屋外広告業者に注意を促しております。現在の一般広告物におけるデジタルサイネージの申請は、2021年度以降計3件あり、設置の相談も徐々に増えております。なお、今のところデジタルサイネージに関するトラブル等は発生しておりません。以上でございます。

景観デザイン会議にてアドバイスを行っていただいております竹内景観専門監よりご意見をいただきます。

#### 景観専門監

景観専門監の竹内でございます。専門監について2年半ほどこちらの景観計画に基づき、様々な形の建物のデザインや色彩についてアドバイスさせていただきました。

特にこの1年間で気になりましたのは、1つは大型の倉庫ですとか物流施設が増えてきているというところでございます。それから、高層マンションも増えてきているというところがございます。これらの件のいろいろな提案を見ておりますと、基本的には景観計画に沿った色彩基準、こちらに則った形でしっかりと提案をしてきているというのがあります。一方でかなり単色で終わらせる、もしくはかなりコントラストを強く持つてくるというような、そういったものがいろいろ散見されました。大型の物流施設はかなり景観的に圧迫感がございます。それに対してのっぺりと単色で出てくるものに関しては、非常に無機的な、そして、近くに住宅街などもございますところでは、やはり少し違和感がある存在ということで、その建物としての魅力というものをもう少し提案してほしいということをお伝えしております。その中で、うまくアクセントカラーを使う、アクセントカラーを10%以内と規制しておりますけれども、色を使うなということではなくて、それをうまく使って、個性的で建築物として魅力があるものを作

って欲しい、というようなことをアドバイスをしておりました。

それから鉄部やサッシの部分に関して、そういったものも同じ色でご提案されることが多いのですが、そこもですね、やはり素材が違いますので、その素材の違いを逆に表現して、そこに適切な色をアクセントカラーで持ってきて、うまく個性を出すということに努めて欲しいということを伝えました。

それから緑化についてでございますけれども、こちらの方は、やはり事業者としては緑化をしたくない。つまり、管理するのもお金がかかるし、なかなか緑化に対して消極的な事業者が多くございます。その中でやはり大事なものは、緑化の意義、どうして緑化が必要なのかとか、それから緑化することによって憩いの場であるとか、豊かな環境を作るとかっていうような場としての思いというところをですね、しっかりと意識づけて緑化に取り組んでいただきたいというようなことを思っています。この辺は量的な部分でしか規制がないので、実際に樹種ですか、それから、どういった計画的なメンテナンスをするのかということも含めてですね、問い合わせして考えていただくようにということを進めております。

あと塗替えにつきましては、やはり既存の塗替えをする場合、既存色と同じような色にしたいというようなこと、つまり担当者もあまり突拍子のない色を使いたくないというのは当然だと思うのですが、やはり既存色が今の時代性に合っているのか、その場所に合っているのかというようなところを改めて見直していただいて、今の状況で会社の中で、どういった色が良いのかということ、また一緒に考えていくというような体制をとっております。以上、私が見た、いろいろな協議の内容でございました。よろしく願いいたします。

事務局

以上で、議題第2号の説明を終わらせていただきます。

会長

はい、丁寧なご説明ありがとうございました。それから前回からの引き続きの方はご存じかもしれませんが、先ほど事務局の方から屋外広告物は前回の審議会でぜひ報告してほしいとございまして追加していただいております。それから今お話があった緑化に関しても前回は配置図がなかったので、どこに設置されているかわからないということでしたので、配置図に入れていただいたりして、非常に資料を作りこんでいただきまして誠にありがとうございました。本当に感謝申し上げます。

ただいまご説明ございました議第2号につきまして、何か質問ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

私の方から2件あるのでよろしいでしょうか。まず事例のところ、事例3の、通し番号20ページになると思うんですけども。非常に魅力的な色彩になっているかなと思うのですが、従前と従後を比べると、屋外広告物が右下にというか、前のはなかったんですが、色がちょっとあると思うんですけど、従前のものは壁面広告がなかったと思うんですけど、これは一緒に審査というか、デザインされ

たのかというのが1点。というのは、これは一体的に設計されてると私は見ているのですけれど、やっぱり建物は、比較した写真がこれですね、これ屋外広告物がないですね。これが右下は出てるんですね。もっと言うとガラス面のところもちょっと色のついた、あれも広告の一種かなと思うのですが、こうやって建物ができてその後に広告物ができると、全然その建物の印象が変わってしまうってことがあるので、そういう意味でも一体に審査されたのかなとちょっと思ったのでご質問させていただきます。それからもう1件、貯水槽などをフェンスによる目隠しが行われています。26ページの事例と、それから16ページの事例があるので、確かに16ページはすごく隠れてるなっていう印象なんですけど、26ページは結構見えているという感じなんです。目隠しはどの程度の基準で見てらっしゃるでしょうか。事例5の共同住宅の貯水槽のところの目隠しの例とそれから16ページの事例1の研究所、研究所の方の目隠しは上の方に階段室の目隠しと合わせて色彩も統一されていて、高さも高いんですけども、26ページは結構見えてしまっているように見えなくはないんですけど、この辺の目隠しっていうのはどのような基準で判断されているのかなとちょっと思ったので、以上2点について補足説明していただけるとありがたいです。いかがでしょうか。

事務局

はい。会長、よろしいでしょうか、まず1点目ですけれども、駅前の写真ですが、相談を受けたときには、屋外広告物が無い状態で景観デザイン会議に来ていただいております。その後、テナントさんが入られた後に、各テナントさんの屋外広告物として別途、屋外広告物としての相談申請、申請をいただいているところとなっています。

もう1点ですね、建築設備の目隠しの高さ的なご指摘でしたが、特に高さの基準等を数字上設けているわけではございませんので、先ほどあった建築設備のてっぺんまで、フェンスで目隠しされているものがある一方で、それがされていないものはだめだというわけではないですけれども、極力建築設備が目につかないように配慮いただくようにということは、今後お願いしていきたいと考えております。

会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。じゃあ、もう1点すみません。これも前回のときをお願いしたんですけれども、前回のときは良い事例しかなかったもので、悪い事例もあるんじゃないですかということで今回出してもらったんですけれども、こういったものがあると非常にわかりやすくなったかなと思います。実際に、悪い事例と良い事例の割合というか、基本的に景観の場合はお願いですので、罰則とかあるわけではないので、勧告、お願いレベルだと思いますので良くない例と良い例の割合大体でいいんですけどわかりますか。

事務局

はい、会長。割合の方は申し訳ありませんが、数字的なものとかは持ってませ

んが、感覚としましては、景観計画が出来ましてから5年が経つ中で、徐々に景観計画が浸透して景観形成基準に沿った形でやっていただいているものが増えてきているな、と担当として実感しております。

会 長

例えばこういう何か配慮されてないということを減らしていかないといけないと思うのですが、それについて何か検討されていることなどございますか。

事務局

ご相談いただいたときにはすでに計画が決まってしまうと、なかなか自由度がなくなっているということは事実でございます。今後はそういう事業者に対しまして、自由度があるうちにご相談いただくようお願いをしながら、市の台帳等でそういったことを記録として残していただいております。

景観専門監

会長よろしいですか。

会 長

はい、お願いします。

景観専門監

補足でご説明しますが、景観計画のときに提出されて出てきているのに、アドバイスをしようとお話をして、その時に、それに対して拒否反応を示す事業者が多くございます。そうする中で、こうした方が良いでしょうねって、お互いに納得をするような協議の仕方をしていて、そしてそれがやはりクライアントの都合でできないとか、それからコスト面で不可能であるというようなこと、その理由、なぜこれができなかったのかということも、後でそれを提出していただきたいというようなことを計画協議の後をお願いしています。そういったことで抑止力といいますか、よりその設計者側としてはこうしたいんだけど、やはりできなかったり、或いは、それを事業者に対してしっかりとその景観の意味というものを伝えたいということをお願いしているようにしております。

会 長

はい。ありがとうございます。他に皆さんよろしかったですか。

委 員

はい。

会 長

よろしく願いいたします。

委 員

今日、初めての参加ですけれども、大変丁寧な審議がされていると思います。その上でですね、この審議にあたって、景観計画を見させていただくと、今日見せていただいている配慮されてない例が配慮されている例の写真等で、指導しやすいカタログ的なものを指導係の方がお持ちになっていると、この例はこういうところが良くないとかですね、さっきの緑化でもフェンスが道路際にあったら緑化してても意味がないなど、鶴田会長がおっしゃったように、タンクが結果的に

上で見えてたら目隠しフェンスの意味がないよねとかですね、こういったことって景観計画の文言の中で読み切れない判断なんですね。それを審査する側や指導する側が、なかなか逐一丁寧に伝えることは難しいと思いますので、今回お出しいただいたようなこういう良い事例と悪い事例みたいなものを、各実際に施工されたもの等や町の点検など、先ほどの景観屋外広告物の点検の話なんか非常に丁寧にチェックリストがございしますが、こういったものも、緑化であったりとかですね、目隠しのフェンスや設備等の隠蔽っていうのは、意外と景観を乱す大きな要素になりますので、何らかのカタログというか参考写真的な、そういったものが景観ガイドラインみたいなものを作るとのことまでやるかどうかは、おいておいてですね。資料の中でも、チェック写真みたいなのところとか、そういったものを用意されていると、大変良いのではないかと思います。

会 長

事務局いかがでしょうか。

事務局

はい、ありがとうございます。先程、言われましたように高さ等基準がないものですから、何か指導できるものというのは今後引き続き検討していきたいと思っておりますので、参考とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしかったですか。はい、それではいろいろ出た意見ですが、参考にさせていただいて、また、来年度もご報告いただけると嬉しく思います。よろしく願いいたします。

それでは最後になりますが議題第3号ですね、こちらの報告事項でございますが、学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）について事務局から説明をよろしく願いいたします。

事務局

はい、会長

会 長

お願いします。

事務局

一宮市では、新しい時代にふさわしい学校施設のあり方を地域の皆様とともに考えていくためのシン学校プロジェクトを進めております。今後、継続的に校舎の改築等を行っていくことから、外壁改修や内部改修工事を円滑に実施するためにこの度学校校舎の色彩や配色のガイドラインを作成するものでございます。詳細につきましては担当より説明させていただきます。

事務局

それでは、一宮市学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料、学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）についてをお願いいたします。このガイドラインにつきましては、今後内容を整えまして、2026

年3月を目途に策定したいと考えております。本日はガイドラインが作成中ということもあり、ガイドラインの概要についてご報告をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、A3の色彩デザインの作成にあたって(案)の最初の学校施設の標準色彩デザインの目的をご覧ください。はじめに、本件の発端となっておりますシン学校プロジェクトについてご説明させていただきます。本市には市立小中学校が61校ございますが、2023年時点で約9割の校舎が建築後40年以上経過しています。さらに61校のうち23校は築60年以上の校舎を保有している状況です。

こうした中、2023年の総合教育会議において、中野市長からシン学校プロジェクトが提案されました。このシン学校プロジェクトは、少子化が進み、児童生徒数が減少する中で、単に古くなった校舎を建て替えるのではなく、新しい時代にふさわしい学校の在り方について、市民・地域の皆さまからご意見をいただいて一緒に考えていこうというものです。2024年4月からシン学校プロジェクトの候補校を決定するための提案募集を行い、同年7月には地域の団体や個人の方からいただきました提案の中から、シン学校プロジェクト第1期の対象校として10校を決定しました。現在ではこのうちの5校において施設整備の基本計画を作成しているところでございます。将来的にはすべての小中学校の建て替えや長寿命化改修を実施していくのが、このシン学校プロジェクトでございます。

この一宮市学校校舎の色彩・配色ガイドラインは、シン学校プロジェクトを進めるにあたり、地域特性に応じた色彩デザインを標準化することにより周辺景観に配慮した学校施設の色彩計画を行うようにすること。また、改修前の校舎の色彩にとらわれず、外壁改修及び内部改修工事を円滑に実施できるようにすることを目的としています。

ここからはスライドでご説明いたします。こちらは学校施設の外観基本デザインを示すページです。学校施設の色彩計画では、多様な配色案が考えられますが、一般的な外観を想定した学校施設の塗り分けとして4パターンのデザインを標準的なモデルとしております。

こちらは地域特性に応じた色彩デザインの考え方を示すものです。このページでは、マンション等の中高層建築物が多く立地する住宅地を想定した色彩デザインの考え方を示しています。

こちらのページでは、一戸建等の低層建築物が多く立地する住宅地を想定した色彩デザインの考え方を示しています。この他にも田園地、物流拠点施設が多く立地する開発地、店舗が多く立地する地域における色調やベースカラーの推奨色、アクセントカラーの例について記載いたします。このガイドラインでは、校舎の外観の他、施設内部の配色デザインについても記載いたします。

このページでは、内部の基本デザインとして、ベースカラーやアクセントカラーの推奨色を7つの空間イメージで示したものになります。内部デザインについ

ては、学校が児童生徒の居場所であり、学び舎であることを考慮した色彩計画の考え方を記載いたします。また、近年では学校と公民館などを複合化して、地域住民が利用できる施設にするなど、求められる学校の役割も変化しています。こうした異なる役割の中でも安心して過ごせる色彩の考え方も記載いたします。この他、このガイドラインでは、将来的な維持管理を踏まえ、定期的な点検と適切な色彩を維持するためのメンテナンスの基本的な方針も記載します。

最後になりますが、この学校校舎の色彩・配色ガイドラインは、景観計画の景観ゾーン及び色彩基準の範囲内での考え方を示すものであり、今後、対象校の設計、工事を発注していく際の特記事項として、このガイドラインを活用したいと考えております。

以上で議題第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいまの第3号議案についての説明で何かご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、よろしくお願いいたします。

委 員

ご質問なんですけれども、この色彩ガイドラインというところですね、これ新築の想定もされていらっしゃるのか、あくまでも改修の色彩ガイドラインなのかというところが少し気になりまして、というのもですね、現在学校の設計等ではかなり木質化や、そういった新築のデザインにおいては、様々なデザインが多分容認されてきている。木造の小学校などもよく木質化された小学校もよくできてきますので、そういう意味では標準モデルの学校のデザインを、新築で出しすぎるのも、少し気になるなど。とはいえですねこれまで作られてきた学校は、まさにこのガイドラインの色彩デザイン等でリノベーションしていく等のガイドラインとしては非常にふさわしいなと思って拝聴したんですけれども、この新築のところのデザインをどこまでこう規定させてしまうのか、そこを規定してしまう影響があるのではないかということについてご質問したいと思います。

会 長

事務局よろしくお願いいたします。

事務局

はい、まずご質問いただきました新築と改修、どの範囲でこのガイドラインが適用されるかというものなんですけれども、今、シン学校プロジェクトで対象校として決まっている10校のうち、5校についてですね、建て替えと改修と両方該当するものがございます。なので、建て替えと長寿命化改修、両方の校舎がこのガイドラインの対象となります。先ほどご説明させていただいた通り、シン学校プロジェクトの対象校以外の建て替えや改修を行わない定期的なメンテナンス

が必要になる学校についても、こちらのガイドラインの対象としております。

会 長

今の話、新築は対象じゃないということですね。

事務局

新築する校舎というのは、予定がありません。今回は建て替えになります。

委 員

建て替えは部分的な校舎を全く新たに敷地内に建て替えるということですよ。

事務局

はい。

委 員

その際には大分デザインが変わってくることも想定されたプロポーザルやコンペなどが行われると思いますが、そういう意味ではほぼほぼ新築される物件もあるかと思いますが、少しこのガイドラインで建て替えの部分、新たに全く建て替える学校のデザインが非常にそういう意味では規定されてしまうのではないかなというところが少し気になったという質問でした。

会 長

建て替えはあるんですか。

事務局

建て替えはあります。

会 長

それも対象ですか。

事務局

はい。対象としております。こちらは、建て替えのデザインではなくて色のガイドラインになりますので、建て替え、建物のデザイン自体についてはこちらのガイドラインでは規定は特にしておりません。

会 長

ただ、いまのご指摘は、例えば木材をたくさん使うとかということになると、色彩にも当然影響が出てくるのでということでお話されてると思うので、今のご意見は、全く今ある建物を大規模改修するということであればやむを得ないというか、ある種の建物でこういうふうに行っていくことですが、これを全部とっぴらって耐震が満たないとかわかりませんが、取っ払って建て替える場合は、ちょっと別じゃないですかというご指摘だと思うんですけどもその点いかがですか。

事務局

建て替えの場合は別ではないかということですか。

委 員

この参考例で出されている建物のデザインが建て替えで新たに建て替える建物がこのデザインにかなり誘導してしまうというか、そういう表現になっているのではないかなというところが気にはなっております。

事務局

おっしゃる通り確かにイメージ図、既存の学校のデザインを配置してそれに対する配色、アクセントカラーという分類で書きました。それが、当初これを作るにあたって、既存の改修それと新築どちらを載せるかというお話も冒頭ございましたが、実はシン学校プロジェクトで選ばれた10校、当面、そのうちの5校を、今後10年間かけて改修するのですが、その選ばれた対象校につきましては今、申し上げた通り、既存校舎の長寿命化大規模改修と一部建て替え、または既存の校舎に隣接で増築するような形の新築でございますので、それは、そういうパターンが選ばれたものですので、とりあえずこのガイドラインの中では改修をメインにしたというようなガイドラインになっておりまして、それで今後、今回のご意見をいただきましたので、これから新たな対象校も選定をしつつ、これからデザイン・設計等の発注という形になってきますので、そういった中で、これは今現在のガイドラインでございますので、新たなそういった新築のパターン、そういったものも今後検討しながら、ガイドラインの改訂を進めていきたいというふうな考えでございますのでよろしく申し上げます。

委員

ありがとうございます。

改修を視野に入れたガイドラインということであれば理解できますが、新築のガイドラインはなかなか難しいなと思いますので、パターンが相当ありますので、そういう意味ではこの審議、デザイン会議的な審査の場というのをしっかりとした議論がされている場だと思っておりますので、その場で対応されることで良いのかなと思えました。ありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員

すいません。

会長

お願いします。

委員

1つだけ個人的な意見になるかもしれませんが、こと学校という施設に関してはもう少し緩やかにしてもいいんじゃないかという、これ今、現在の学校の校舎全体を見ると色彩の統一感がないという文章がありまして、これはこの文章から読み取れることは、色彩が統一されるべきだっという考えのもと書いてらっしゃるわけですね。それを個人的な意見で申し上げますと、学校はその地域地域で、それぞれ運動が得意な学校にしようとか、算数は絶対負けないような学校にしようとか、緑を多く植えた学校にしようとか、それぞれ校長先生とか生徒さんの特徴があると思います。地域的な公立学校というのはどういう位置付けかちょっとわからないですけど、こと学校に関してはもう少し緩やかにした方がよいのでは

ないかという意見です。

会 長

はい、ありがとうございました。事務局の方がいかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。色彩の景観計画の中での色彩の範囲内ということで、その中でいろんな組み合わせなどのデザインの範囲の中で考えていくこと  
でございますけども。委員が仰られたように、うちの学校はこういったイメージ  
カラーだというのは、地域、学校関係者、生徒それぞれで、お持ちの色は様々あ  
ろうかと思います。そういったことをアクセントとして、組み入れたデザインな  
ど、そういうことは設計者と、学校側といろいろ協議をしながら、色合いは決め  
ていくものだと思いますけれども、あくまで公共施設としての学校ですので、あ  
る程度の統一感というのは、学校施設だよという、地域の方から見てわかるよう  
な統一性を出したいということで、色を限定するという意味ではございませんの  
で、よろしく願いいたします。

会 長

よろしかったですか。

委 員

大丈夫です。

会 長

他にいかがですか。

少し今のご意見、私もすごく同じようなことを感じるところがあったので、併  
せて私からもちょっと質問させていただきたいんですけど、色彩の統一感がない  
というのが書いてあるんですけども、真ん中あたりですね、1-1の、そちら  
も読んでいくと、地域によってそれぞれ違いますよねと言っていて。だから統一  
するのはできない、地域の特性に応じた、また標準化するというふうになっ  
ているんですけども、この地域特性云々っていうのは、おそらく我々の景観専  
門家の立場としては、景観計画の中で書かれているゾーンがありますよね。例え  
ばそこではゾーン毎に色彩に関してここではこうですああですと言っているの  
で、それは守ってもらうという、その部分の中での標準化ということだと思うん  
です。もっと上の方を見ると、市民、地域の皆様から意見をいただいて、とも  
に考えていくというふうになってるので、例えばアクセントカラー話しましょう  
とか、そういうのはその地域の人たちが一緒になってこうしましょうこうしま  
しょうって詰めていくという、そういう何か標準化はそういう色や色彩を決め  
ていくプロセスを示すのではないかなというふうに思いますが、この標準化の  
部分は、私が今言ったように、その景観計画のゾーンごとに定められているそ  
れのことを言っているということで合ってますか。あとその色を決定していく  
プロセスですね。今後、5つの学校について決めていくときに、そうやって  
いわゆる住民協働とか地域協働で最終的に色を決めていく、そうすること  
によって、地域の人にとっ

ては、みんなで決めた色だよねということで、愛着とか誇りが持てる学校になると思うんですよね。その辺のあたりをちょっと標準化というものの意味合いとそれから今後色を決定していくプロセスについてどのように考えているか教えていただけますか。

事務局

はい。今、会長がおっしゃられた通りの流れだと思います。景観ゾーンごとの色彩の範囲内にそういったところの分類はしないので、色彩の例としまして、いろんな例えば内装のパターンとか、どういった色が良いかっていうのはおっしゃる通り、そういった児童生徒に対する、先生方、実際学校を使われる方々ですね、そういった方のご意見等、寄せてもらいながら決定していくというプロセスにさせていただこうかと考えています。

会 長

ありがとうございます。ですので先ほど例がありましたが、我々としては、例えば田園景観ゾーンであったら、例えばこんなふうになりますねというような、その方が我々はわかりやすいと思うのですが。それと今ちょっと内装のお話されたんですけど、内装の色彩はまたちょっと違って、我々景観担当の外側なので、ただ内装についてはちょっと別になっちゃうかもしれないんですけど、学校ごとで例えば、お手洗いとかですね、クラスルームのサインがありますよね、看板というかサイン、そういうのがある程度統一されていると、例えば他の学校に行つてあの体育祭、大会で来ましたと言っても、例えばそういうサインが共通していたら、みんな分かりやすいねとかそういった色彩っていうんな内装っていうんですかね。それいろんな意味合いがあると、例えば扉がこういう扉だったら特別教室ですよ。そこまでするかどうかわかりませんが、でも色彩っていうのもと改修ではいろいろな色彩とかあとこれだと建物変えられるぐらいだと思うんですけど、躯体はさわれない。色彩でいろいろプランニングできることはあると思いますので、我々の話とか意見入れる範囲ではないかもしれないけれども、ちょっと思いましたという意見です。はい、何かコメントあればいいですけど。

事務局

はい。貴重な意見ありがとうございます。

学校施設もそういった複合化ですね、今回の例につきましても子育ての支援の施設とか、公民館とかそういったものの複合化っていうのも計画されておりますので、そういったいろんな方々が利用するとき、色彩によるそういうセーフティラインといいますか、そういうライン分けとか、誘導とかっていうこともあろうかと思しますので、そういったことも見ながら、進めてまいりたいと思います。

会 長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしかったですか。

学校建築は非常に大きな建物なので、やっぱり外観はすごく影響がでると思いますので景観計画に沿ってお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは今日、議案すべて終了いたしましたので、皆さまよろしかったでしょうか。

はい、どうもたくさんご意見いただきまして、ありがとうございました。それでは、すべて終了いたしましたので進行を事務局にお返しいたします。

事務局

鶴田会長ありがとうございました。委員の皆さま方におかれましては、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議等をいただき、誠にありがとうございました。

さて、2021年に策定した一宮市景観計画でございますが、2026年度に、景観施策の効果検証を行うこととしております。来年度、必要に応じて適宜見直しを行う予定でございますので、その際は委員の皆さまにご審議いただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、2025年度第1回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉 会

午前11時30分